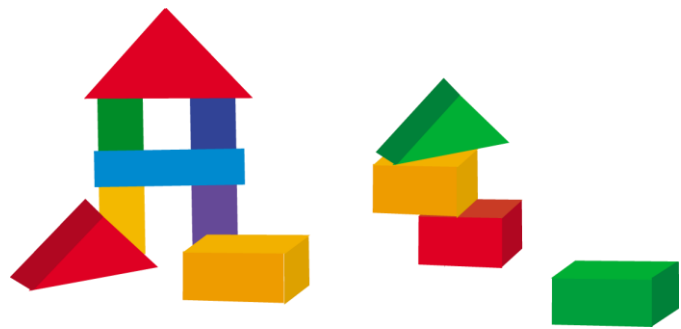


第4章

計画を着実に進めるために



第4章 計画を確実に進めるために

1. 「健やか親子なは（成育医療等計画）」の周知

多くの市民に本計画の理解や認識を深めて頂く必要があり、那覇市のホームページや広報での周知、「市民に期待する自らの取組」については健診会場等でのポスターやチラシなどを活用して周知を行うと共に、また各事業を通じて、関係機関へも周知に回り取り組んでいきます。

2. 推進体制

地域保健課を中心に庁内関係課と連携をとり、進捗状況を管理するとともに、必要な調整を行い、総合的な推進を目指します。

さらに、外部の関係機関の意見交換を踏まえ取組をすすめ、「那覇市母子保健推進協議会」において、年度ごとの事業進捗状況の検証等を行います。

■那覇市の母子保健の推進に関する各会議■

- ・産婦人科連絡会議
- ・思春期連携会議
- ・関係課長会議

（地域保健課・こどもえがお相談課・こどもみらい課・こども教育保育課・健康増進課・保健総務課・生活衛生課・障がい福祉課・保護管理課・学校教育課・教育相談課・平和交流男女参画課・消防局救急課・他必要に応じての関係課）

3. 国や県等との連携

本計画に位置づけた取組は、市が単独できるもののほかに、法律や制度などに基づく事業があります。また、事業を進めていくなかで、広域的に関係機関との連携が必要な場面がでてくる可能性もあることから、国や県との連携を深めつつ、計画を推進します。